

第 11 回 小諸市自治基本条例ワーキンググループ

1 小諸市自治基本条例素案に対する意見

意見募集実施状況

(1) 募集期間 平成 21 年 12 月 10 日 (木) ～平成 22 年 1 月 20 日 (水)

(2) 提出件数 25 件 (10 名)

(3) 提出方法内訳

提出方法	郵送	FAX	窓口	e-mail	電子申請
件数	0	7	12	5	1

(4) 意見数 54 件

分類	件数
全体	16
前文	4
第 1 章 総則	
第 1 条 目的	1
第 2 条 条例の位置づけ	
第 3 条 用語の定義	2
第 4 条 自治の基本原則	
第 2 章 各主体の権利・役割・責務	
第 1 節 市民	
第 5 条 市民の権利	
第 6 条 市民の役割	
第 2 節 市民活動団体	
第 7 条 市民活動団体の役割	
第 3 節 区	
第 8 条 区の役割	21
第 4 節 事業者	
第 9 条 事業者の役割	
第 5 節 市議会	
第 10 条 市議会の責務	
第 11 条 市議会議員の責務	1
第 12 条 市議会事務局職員の責務	
第 6 節 市の執行機関	
第 13 条 市の執行機関の責務	
第 14 条 市長の責務	
第 15 条 市の執行機関の職員の責務	

分類	件数
第 3 章 市政運営	
第 16 条 市長の公約	
第 17 条 総合計画	1
第 18 条 財政運営	
第 19 条 行政評価	
第 20 条 附属機関等	
第 21 条 情報公開及び説明責任	
第 22 条 応答責任	
第 23 条 個人情報保護	
第 24 条 公聴手続	
第 25 条 行政手続	
第 26 条 他の自治体との連携	
第 4 章 参加・協働	
第 27 条 参加・協働の推進	
第 28 条 まちづくりにおける連携	2
第 5 章 住民投票	
第 29 条 住民投票	2
第 30 条 住民投票の請求	3
第 6 章 その他	
第 31 条 条例の見直し	1

意見の概要と考え方

自治基本条例全体

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
	1	住民の区への強制加入を謳うなど、一昔前の自己責任論や自立の押し付けを随所に感じざるをえない。社会の問題を個人の問題として受け止めさせることにより、一人ひとりの孤立に更なる負荷をかけることになるのではないか。素案の撤回をお願いしたい。	【撤回しません】 自治基本条例は、市民が主体のまちづくりを進め、互いに暮らしやすい地域を協働でつくることを理念としています。市民一人ひとりを孤立させるものではなく、それぞれの自治の主体が権利や役割等の基本的なルールをお互いに認識することで、協働しやすい場生まれ、自治の課題の解決を図ることができるものと考えています。
	2	この様な条例は必要ない。	
	3	施行されれば、10年20年と変化してゆくであろう社会情勢の中、小諸市民の権利義務を規定し続ける。「急がばまわれ」前文にはじまり、すばらしい条例案を将来にわたりいっそう光るものにするため、最高規範にふさわしい内容とするため、更に磨いていただきたい。	【定期的な見直しを図ります】 施行されたからといって終わりではありません。運用により、更に細かな制度の検討が必要となります。また、第31条の条例の見直しに関する規定により、市民を含めた検討委員会を立上げ、評価及び検討を行い、自治基本条例の見直しを行っていくことによって、より自治の最高規範にふさわしい条例となっていくものと考えています。
	4	とても簡潔なよい条例素案だと感じた。	

	5	逐条解説を配布するか、テキストにして区民説明会を開くべきであり、説明会後に賛否の意見を聞くべきである。	【再度の意見聴取はしません】 逐条解説を希望者に配布しています。また、ご要望により、説明に伺います。また、様々な機会を捉えて、自治基本条例を説明したいと考えています。頂きましたご意見を踏まえ、再度ワーキンググループにおいて検討した素案を公表いたしました。今後は、市議会で審議いただき、制定された際には、条例を評価、検討する中で皆さまよりご意見を伺いたいと考えています。
	6	素案に対する意見を入れた案の公表と再度の意見表明の機会を設けていただきたい。	
	7	自治とは関係ない一般的なことが書かれている。別の法律で規定されているであろうから削除し、「自治」の「基本」に関することだけに絞ったらどうか。	【素案のとおりとします】 自治の課題の洗い出しを目的に平成 20 年度実施した市民会議の内容を踏まえ、小諸市の自治における最高規範となることを認識しながらワーキンググループにおいて項目を検討してきました。今後、実際に運用され、評価していく中で、更に必要な事項、不要な事項の整理がされ、条例の見直しがされていくものと考えています。
	8	立派な条例をつくりたいのも分かるが、10から 15 項目程度にしたらどうか。	
	9	自治の条例とのことだが、明治以来、今日まで営々と営まれてきた地方自治は、どのような法律に基づいてきたのか。	戦後においては、日本国憲法と地方自治法に基づいて、地方自治が運営されています。
	10	自治基本条例との調整が必要となる他の条例との関連が分かるようにしていただきたい。	【公表します】 素案に基づき、関係各部署において調整が必要となる例規の洗い出しを行っています。

	11	条例施行にあたって、特別発生する費用を明示いただきたい。	【明示するものではありません】 施行にあたっての特別な経費はありません。
	12	今後のスケジュールを市民に明示いただきたい。	【3月の議会に上程します】 3月議会の中でご審議いただきます。
	13	ワーキンググループに市議会議員も含まれている。なぜ、議員も一緒に作成しなければならないのか。	自治の基本的なルールを定めるため、市民を代表する市議会の皆さまにも参加いただきました。
	14	法律の中に、このような最高規範となる条例をつくることが書かれているのか。	【規定はありません】 現行の法律において、自治基本条例の制定に関するものではありませんが「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」憲法第94条の規定を根拠に検討してきました。
	15	素案に対する意見を求める目的は何か。	市民の皆さまより広くご意見を募り、その上で意思決定を行うことによって、決定過程における公正、透明性を確保することを目的としています。
	16	フォーラムでは「歩みを始めた 小諸市の新しい自治」との副題であったが、議会議決されていない中でのこの副題はないと思う。	議会の議決前に自治基本条例を決定したものとして運用するという意味ではなく、改めて小諸市における自治の話合いがされることから、自治を考える新しい一歩になるという意味でこのような副題としました。

前 文

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
小諸なる古城のほとり雲白く遊子悲しむ、と文豪島崎藤村に詠われた私たちのまち小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流を望む自然豊かな高原の城下町です。今日まで先人たちのたゆまぬ努力により豊かな自然が守られ、歴史、文化、産業が育まれ、多様で個性あふれる地域社会が築かれてきました。 私たちは、先人たちが守り育ててきたものを大切にし、更に「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちづくりを進めていかなければなりません。 いまわが国では、だれもが生き生きと暮らし続けていける地域社会をめざして、人々の暮らしにより近い自治体のできる限りの行財政の権限を移し、人々の知恵と工夫と参加によって、地域に最もふさわしい公共サービスが多様な姿で展開されるように、国のかたちを新しいかたち「分権型社会」に創り直す取り組みが進められています。 私たちは、自分たちのまちは自分たちでつくる「分権型社会」をこの小諸の地で推進していくため、これまで自治の担い手として重要な役割を果たしてきた市民活動団体や区などの地域自治組織とともに、自治の新たなあり方を模索する道を歩みはじめました。市議会や市長をはじめとした市の執行機関も、市政運営における新たな責任を果たしていく必要があります。 めざすべき新しい小諸を実現していくためには、多くの	17	「自らの意思と責任において主体的に行動し、新しいかたち「分権型社会」に創り直す」「自治の新しいあり方を模索」「めざすべき新しい小諸市を実現」の文言はとても大切だと思う。	
	18	簡潔で分かりやすい前文に感動した。	
	19	「私たちは～地域自治組織とともに」は、「一緒」に歩みはじめたという意味であるため「共に」であると考えられる。アクセントが違う。「ともに」の場合は二つのものを並列する場合に使用する言葉であり、名詞と動詞を並列にするのは使用法が違う。「ともに」は「歩みはじめました」にかかるのであるため「共に歩み始めました」とするべき。	【一部修正しました】 「ともに」を「共に」に改めました。
	20	「生きがい」は不要。個々が決めるべきものである。	【素案のとおりとします】 昭和 49 年制定の市民憲章を踏まえ「生きがい」「働きがい」「住みがい」を盛り込みました。

困難がありますが、未来の小諸の人々のために、私たちは強い決意をもって乗り越えていかなければなりません。 めざすべき新しい小諸を実現していくためには、多くの困難がありますが、未来の小諸の人々のために、私たちは強い決意をもって乗り越えていかなければなりません。 ここに私たちは、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくることを自治の基本理念とし、小諸市の自治の更なる発展を目指して小諸市自治基本条例を制定します。			
--	--	--	--

第1章 総則

第1条（目的）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（目的） 第1条 この条例は、小諸市の自治の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、自治の発展をめざすことを目的とします。	21	なぜ、小諸市に生まれたもの、住んでいるものは、全て役割分担を押し付けられなければならないのか。	基本的なルールが何もない中では、お互いに暮らしやすい地域をつくることは難しく、共通の認識が持てるルールがあることによって、より良いまちづくりが進むものと考えています。

第3条（用語の定義）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（用語の定義） 第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。 （4）市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。	22	（4）の「市長」は、市長個人を指しているのではないかと。市長から市の職員までを連想することはできない。「市」や「市役所」としたらどうか。	【素案のとおりとします】 例規では、執行機関としての市長と補助職員を指すことが一般的です。
（参加・協働の推進） 第27条 2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進します。	23	「（10）協働 各主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、それぞれの特性を活かしながら、対等の立場で協力して共に働くこと。」を加えたらどうか。 本条例の自治の理念、基本原則にも登場する用語であり、これを意義づけることで条例の骨格が頑丈なものとなる。「対等の立場で」の文言は、特に市民相互の対等性を担保するので外すことはできない。	【素案のとおりとします】 協働の定義は、第27条第2項で定義づけをしています。対等性については、今後検討していく協働のための制度に位置づけていく予定です。

第2章 各主体の権利・役割・責務

第8条（区の役割）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（区の役割） 第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し福祉の向上を図ります。 2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人の意見の把握と集約に努めます。 3 本市に住む人は、第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。 4 区は、対象地域に住む人の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。 5 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。	24	区を一定の自治組織、新しい公的な組織との位置付けをすることにより、一定地域における課題を解決する仕組みをつくり、区長を代表者として、市と対等な関係でまちづくりに取り組もうとの精神からまとめられた。素案には、まちづくりのおおまかなものしか記載はないが、今後、自治基本条例を根拠に、新しい組織づくりや様々な制度の見直しをしていかなければならない。ワーキンググループでは、区の果たす役割や重要性を議論し、今回の案を作成したとあり、同感。今後の議論、取り組みに期待する。（公的な組織、行政の視点）	自治基本条例を根拠に、検討を進めていきます。
	25	区の役割の規定により、行政の下部組織になり、住民に上意下達しやすい組織になる懸念があるため反対する。本来の住民自治は横のつながりであり、縦の社会構造にあてはめることは時代に逆行している。お互いを監視しあう組織にならないように、多様性のある生き方を認め合える地域づくりこそ完成された自治なのではないか。	【素案のとおりとします】 まちづくりにあたって、市の執行機関と対等な関係を位置づけるために区の役割を規定しています。

	26	第8条第1項の福祉の向上とは何を指しているのか。区にそのような権能があるのか。	幸福や公共の利益の向上を指します。今後は、今まで以上にそのような権能を高めていく必要があります。
	27	2項は削除すべき。入れるのであればその自立性、主体性を妨げない表現が必要である。 「第8条 2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人の意見の把握と第4条（1）市民主体の原則に基づく議論及び合意形成に努めます。」としたらどうか。	【素案のとおりとします】 まちづくりを担う公共的な組織として活動するにあたり、構成員の意見の集約は必要なものと考えます。
	28	意見を集約するかしないかは、区が決定することで、条例に規定されることではないのではないか。	
	29	対象地域に住む人ばかりではなく、店舗や企業が構成員の多くを占める区があるため第8条第2項と第4項を「住む人」ではなく、店舗や企業も含めた表現にしていきたい。	【修正します】 「住む人等」に修正します。
	30	現状で区に加入していない人がいる。区費の徴収や区民としての活動（雪かき等）への参加は義務的なものであり、一律に決めることは難しいのではないか。また、住民票を持たない人もいるのではないか。	それぞれの区の特性に合わせ、区費や活動等を検討いただきたいと考えています。

	31	第 3 項で謳っている区への強制加入の部分は、憲法違反になる。区は任意団体であり区費も様々で使い方も様々である。	※
	32	2005 年の最高裁判所の判決では「自治会は権利能力なき社団であり、強制加入団体でもなく、いつでも退会できると解するのが相当である」とされている。判決は行政としても当然尊重すべき判断基準である。区に加入しない人たちに対しての加入を促す努力は尽くすべきであるが、強制加入を条例で謳うのは大間違いである。憲法で定められている基本的人権に反するような条文を策定することはあってはならない。第 3 項の削除を希望する。	
	33	努力規定へ変更いただきたい。憲法 22 条で「居住、転居の自由」が保障されている。住民基本台帳法に基づいての転入手続を条例違反の理由で拒否できるのか。拒否した場合は、国保や選挙権との関係上問題は生じないのか。受け入れた場合は、職員は服務規程違反となるのか。各区では、区の申し合わせ事項を受け入れない区民ができる可能性があり、区の負担が増大することが予測される。	【 転入手続を拒否することはできません。職員も 服務規定違反とはなりません。 】

	34	区への加入義務に反対する。国民の義務は憲法に規定されている以外は本人の意思が最大限尊重されるべきである。殆ど全ての自治体で加入は自由であり、条例で決められることにより無用な軋轢を市民間に生む。自治会は進んだ制度と言い切れず、住民は税金を払っている「市」とお互いに直接に意思疎通することがあるべき姿である。加入を義務とする自治体があれば、今後移住地を決める前にチェックが必要になる。	※
	35	「第 8 条 3 区は、対象地域に住む人の自発的な参加により構成されます。」としたらどうか。市民の権利と役割は第 5 条、第 6 条で網羅されている。本条は「区の」役割を定めるものであり、市民のうち住む人のみ、その義務を追加規定することは市民対等の原則から適当でない。また、このことは前文及び第 3 条 (8)「自分たちの意思と責任に基づき」行われる自治の基本理念に反し、更にまちづくりへの参加を権利と規定した第 5 条と矛盾する。市民協働のまちづくりが適切に行われるかは、私たち「自立した個人」の自発的な動機によってのみ担保されるべきであり、いかなる強制力も作用する環境をつくってはならない。	※

	36	地域福祉の実勢における住民（障害者含む）参加の意義と問題点を思うとき、このような強制参加の市政が条例のお墨付きで実践されるならば、小諸市における同化や排除の促進が勢いを増し、「安全」「安心」な小諸の自治・政治のもとで、更なる大きな格差と貧困が蔓延することを危惧する。	※
	37	入区は自分の意思で決めるべきである。条例に左右されてはならない。	※
	38	全戸（員）加入は、区の特徴として規定されるべきではないか。加入規定は、各区の規約で謳うことが筋ではないか。	
	39	本市に住む人は普通自動的に区民になる。第1項の目的を達成するためだけでなく、第1条を達成するためにも、区に加入しないのは矛盾する。公益の福祉実現のためにも第3項は賛成する。ただし、運用面で各区は区民対応の努力が必要と思われる。	
	40	区費は区内の共益費的な支出をまかなうものであるから、区内に住む人はこの部分を負担する義務を負う。「区内に住む人は区に加入する」ことは区を安定的に継続発展させていく上での大原則だと考える。（区側の視点）	

	41	個々の事情等により加入できない場合の取り扱いが区の対応となるのか。市として加入するよう対応するのか。別荘住民は区として対応が難しい。市としての対応方針はあるのか。	今後、自治基本条例を根拠として、円滑な区運営が可能となる様な支援制度を検討していきます。
	42	加入する区を選択はどうか。	
	43	区費等は加入する区により差がある。加入する区が偏ったり、近隣市町への人口流出の恐れがあるとする。	
	44	区長や役員の責任が重くなり、担い手が少なくなることも考えられる。人材育成等の市の方針はあるのか。	

第5節 市議会

第11条（市議会議員の責務）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（市議会議員の責務） 第11条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。 （市長の責務） 第14条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。	45	「自覚し」は不要。盛り込むのであれば第14条の市長の責務にも盛り込むべきである。	※

第3章 市政運営

第17条（総合計画）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（総合計画） 第17条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、広く市民の参加を得ます。 3 市長は総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年1回以上市民に分かりやすく公表します。 4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。	46	「第17条 4 市長は、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。この場合2項の策定を見直しに読み替え準用します。」としたらどうか。 急激な社会情勢の変化への対処であれば時限的な条例等で対応可能。総合計画の見直しは策定とほぼ同義であり、策定時と同様市民参加を規定することにあえて理由はない。	【素案のとおりとします】 総合計画の見直しは、策定の手続に準じます。

第4章 参加・協働

第28条（まちづくりにおける連携）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（まちづくりにおける連携） 第28条 市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。 2 市の執行機関は、市民活動団体及び区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行います。 3 市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べるすることができます。 4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。	47	「市民活動団体及び区」を「市民活動団体または区」に変更してはどうか。 市民活動団体、区両者の意見が鋭く対立する状況も想定される。この場合いずれかの主体の計画、行為が市から認証等を受けたものであった場合、既定の結論だとして調整等の支援を要請しないことも考えられる。意見調整は、まず同じ土俵の上にのせる働きかけから必要である。	【修正します】 ご指摘のとおり修正します。
	48	区は、各分野の公的な仕事を担う他の任意の市民活動団体と完全に対等ではない。ただし、主体同士が歩み寄って、一定の目的に向かうとき、その目的に対する立場を対等にすることは可能だと考えます。	

第5章 住民投票

第29条（住民投票）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（住民投票） 第29条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	49	現行制度で十分である。	【素案のとおりとします】 現在、小諸市においては、必要な場合に個別に住民投票条例を設置する形となっています。この場合、条例の設置、住民投票の実施と多くの時間を要してしまいます。常設の住民投票条例を設置しておくことにより、迅速な実施が確保できるものと考えています。
	50	住民投票の手続条例を同時に示していただきたい。	現在、常設の住民投票条例設置に向け、内容を検討しています。

第30条（住民投票の請求）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（住民投票の請求） 第30条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。 5 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。 6 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。 7 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。	51	第1項、第6項を18歳以上とすべきである。諸外国の趨勢、国内議論を経て決定されたものであり、尊重すべきものである。対象人数は800～900名と推測されるが、必要なら公聴会で意見を聞くことで足りる。佐久市の住民投票の検討過程で公表された新たなシステム構築には、年齢を拡大することで5千万円程度が必要のようだが、小諸でも同様と思われる。貴重な税金からの本当に必要な支出と考えるのか。市民の声を聞くべきである。	【素案のとおりとします】 住民投票は、あくまで二元代表を補完する制度です。16歳以上を対象とした場合、ご指摘のとおり現時点であれば16歳から17歳で約900名が対象になります。しかしながら、16歳を迎えこの様な権利を持つことにより、将来にわたって参加の意識が醸成されることの効果は大きいものであると考えています。現在のところ、毎年約450名の方が16歳を迎えます。この様な権利があることを意識していただけるよう周知等に努めていきます。また、費用についてはご指摘の内容を佐久市へ確認したところ、どの支所においても期日前投票が可能となるシステムを構築する場合に約5千万円のシステム改修が必要とのことでありました。16歳以上に投票権を拡大したからといって、実施にあたって大幅な経費を必要とするものではありません。住民投票は、小諸市の将来を決定付ける重大な案件であることから、広く意見を求めるべきであると考えます。
	52	第5項、議会権限を制限することになり不要である。	【素案のとおりとします】 現行の制度であれば、住民の多くが望んでも議会の否決により、住民投票が実施されない場合があります。住民投票は、二元代表制の補完を基本としているため、議会の権限を制限することにはなりません。具体的な案件に対する最終的な住民参加の機会を保証した規定です。
	53	議会議決が不要の要件をあげているが、今後このようなことが増えていくのか。	

第6章 その他

第31条（条例の見直し）

自治基本条例素案	番号	意見の概要	採否の結果と理由
（条例の見直し） 第31条 市長は、4年を超えない期間ごとに、市民を含めた検討委員会による評価及び検討を行ない、必要な場合は、この条例の見直し等の措置を講じます。	54	「市長は」とあるが「市議会及び市長は」とすべきである。条例を制定した議会には、評価、見直しの責任がある。	【素案のとおりとします】 市長が、市民を含めた検討委員会を設置することから「市長は」としています。ワーキンググループのように、メンバーとして市議会議員に加わっていただくことも考えられますが、条例改正を行う際には、議会において評価、検討いただきます。

2 市の執行機関との協議

市の執行機関	意 見 等
小諸市教育委員会	異議なし
小諸市選挙管理委員会	●第3章 第18条（財政運営） 第2項「予算及び決算の公表」について 「市議会及び市の執行機関は～」とあるが、「市議会及び市～」で足りるのではないか。 ・第5章 第30条（住民投票の請求）【51】 第1項及び第6項「年齢満16歳以上の住民とあるが、平成22年5月施行の国民投票法では、満18歳以上としているので、これに準じるものではないか。また、満16歳以上の投票者名簿を独自に備えることになる。 ・第5章 第30条（住民投票の請求）【50】 第7項「住民投票手続条例」条例案を示されたい。
小諸市監査委員会	異議なし
小諸市公平委員会	異議なし
小諸市農業委員会	異議なし
小諸市固定資産評価委員会	異議なし

3 市民フォーラムでの意見

項 目	意 見 等
全体	・各区での説明会を開催していただきたい。【5】
前文	・「生きがい」は各自が感じることであるため、わざわざ入れるものではない。【20】 ・「とともに～」は「と、ともに」とした方が分かりやすい。【19】 ●「めざすべき新しい小諸市を実現していくためには」は「私たちがめざす新しい小諸を実現していくためには」ではないか。
第 6 条 (市民の役割)	●市民の役割にある「まちづくりに関しての発言と行動へ責任を持つ」規定は、市民の自由な発言を妨げる。
第 8 条 (区の役割)	・区への加入は、個々の事情があるため、強制すべきではない。【30・37】 ●区への加入は義務規定よりも権利規定の方がよい。 ●区を新しい公共的な組織に変えていくという説明がなければ、加入に関する議論はできない。 ●加入にあたって、集合住宅のオーナーと区長の連携に関する義務づけもお願いしたい。 ●区民の定義づけもお願いしたい ・区に入りたくないという意見を尊重し、加入は穏やかな表現にしていきたい【30・37】 ●区は、生活していく上で重要な組織であり、住む人全員が区に入るのは原則だと思うので、強制しない内容で定めていけばよい。 ・憲法 22 条に居住の自由がある。区への加入義務を裏返すと、区に入らなければ、小諸市に住めないことになる。努力規定にしていきたい。【33】 ●区から住民への情報提供も必要。
第 3 章 市政運営	・ごく一般的なことであり、自治とは別の問題である。自治基本条例に入れるべきものではない。【7・8】
第 30 条 (住民投票の請求)	●16 歳の住民投票権は、若い人も権利と義務を意識できて良い。 ・世界的に見て投票権は、18 歳が主流である。日本でも議論を重ね国民投票は 18 歳となった。【51】 ●住民投票を行えることを、高校生に説明する必要がある。 ・佐久市では、住民投票権を 16 歳に拡大することにより 5,000 万円費用が増加するとの試算がされた。【51】
第 31 条 (条例の見直し)	・条例の見直しは、二元代表の観点から市長だけではなく、議会も加えるべき。【54】

4 区長会役員会での意見（平成 22 年 1 月 22 日）

項 目	意 見 等
第 8 条 （区の役割）	●区の役員会においては、区への加入義務について、罰則がなければ意味がないとの意見も出された。区民の把握をするべきとの意見もあった。良いことではあるが、条例でしぼることもどうかと考える。 ●3 条の中の区の定義を基本としていくべきであり、この精神であれば加入への義務規定ではよくない。権利規定にし「積極的な加入」「全員が加入する」とすれば実情に合う。条例で規定すれば入るという問題ではない。努力規定とするべき。 ・大手区や相生町区では、そこに住んでいなくても事業者や店舗に区へ加入いただいている。一定の地域に「住む人」という位置づけであれば区が成立しなくなる。【29】

5 修正事項

自治基本条例素案	修 正 案
(住民投票の請求) 第30条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。 <u>4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</u> <u>5 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。</u> <u>6 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。</u> <u>7 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。</u>	(住民投票の請求) 第30条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。 <u>4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を発議することができます。</u> <u>5 市長は、前3項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとします。</u> <u>6 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。</u> <u>7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。</u> <u>8 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。</u>